

仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ

<愛称: パワード定期> (円投資型)

商品説明書(契約締結前交付書面)

下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。

<期間限定 ボーナス金利付(預入期間1年もののみが対象となります。)>

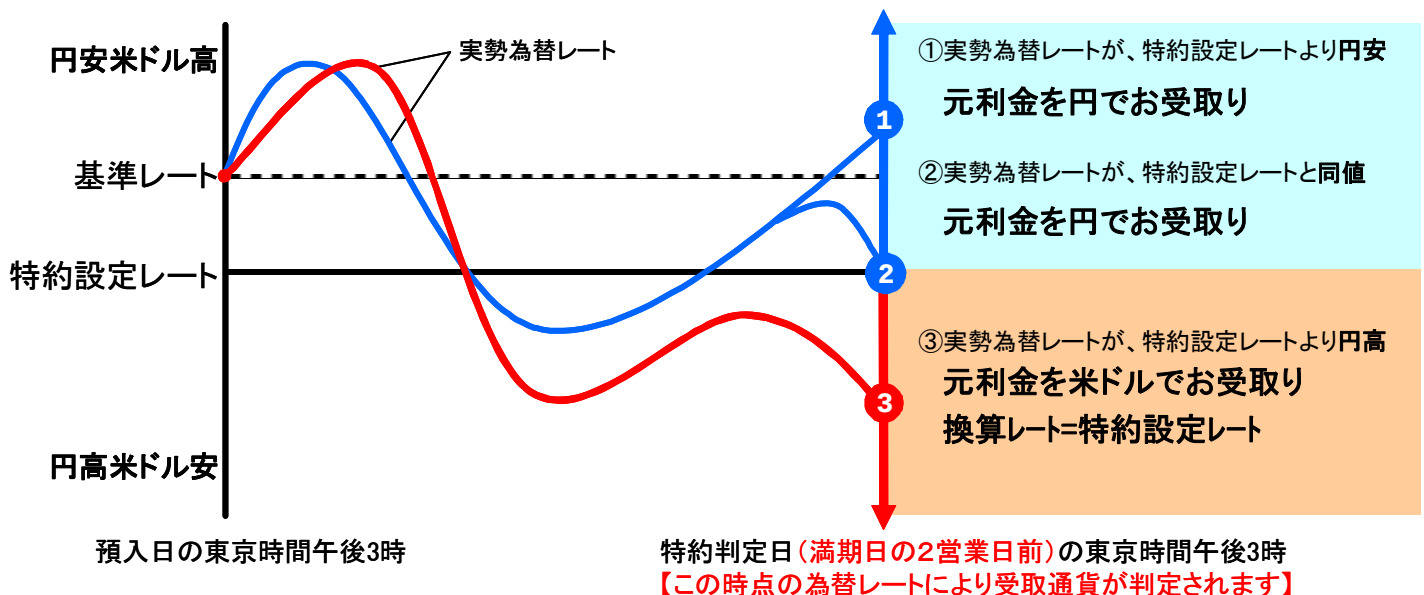
- この預金は、通常の円定期預金よりも高い金利が設定されていますが、元金および税引後の利息(「元利金」といい、ボーナス金利を除く。以下同じ。)を支払う際の通貨を決定する特約ならびにその特約判定に用いられる為替レート(「特約設定レート」)が予め設定されており、この特約判定の結果によっては、この預金の元利金は、「特約設定レート」で相対通貨(外貨)に交換の上で、支払われる可能性があります。
- 特約判定日の実勢為替レートが「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合、この預金の元利金は、「特約設定レート」で外貨に交換のうえで、支払われます。これに対して、特約判定日の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合、この預金の元利金は、預入通貨(円貨)のままで支払われます。
- この預金の元金が相対通貨(外貨)で払い戻された場合、払戻元金を払戻時の実勢為替レートにより円換算すると、為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入金額を下回り、円貨ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- この預金は、中途解約できません。また、この預金の元利金は外貨に交換のうえ支払われる場合がありますので、必ず、余裕資金でお預け入れください。
- この預金では、お客さまが当行所定の取扱期間・取扱時間内にこの預金の預入期間 1 年ものへのお申し込みをされ、かつ、当行所定のボーナス金利支払日前にこの預金を中途解約されなかった場合に限り、ボーナス金利が付与されます。

実勢為替レートと受取通貨判定のイメージ図

このイメージ図は、一般的な商品概要の説明を目的として作成したもので、あくまで参考例です。

利回りを保証するものではありません。実際のお取引の際には、必ずお預入条件をご確認ください。

<相対通貨が米ドルの場合>



- 特約設定レートは、預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅を加えた形で設定されます。
- お客さまには、お預入時に、上記一定の幅のみを、当行所定の選択肢の中からご選択いただきます。
- 満期時のお取り扱いを決定する特約判定日のレートは、当行が特約判定時に参照する実勢為替レートとします。

「特約設定レート」の決定のタイミング

- 「特約設定レート」は、預入後に決定されます。この預金のお申込み後に、預入通貨(円貨)と相対通貨(外貨)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定されることがあります。

満期時受取元利金の通貨決定のタイミング

- この預金の特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨(円貨)と相対通貨(外貨)との間の実勢為替レートと「特約設定レート」とを比較することによって、お客さまの満期時受取元利金の通貨が預入通貨(円貨)になるか相対通貨(外貨)になるかが決定されます。

満期時受取元利金の通貨が相対通貨(外貨)となった場合

- この預金の元利金は、「特約設定レート」にて相対通貨(外貨)に交換のうえ、支払われます。この場合、お客さまは、満期日に実勢為替レートより不利な為替レートで相対通貨(外貨)を取得することになり、満期時の払戻元金を円換算すると、預入時の払込額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- 相対通貨(外貨)で支払われた元利金をさらに他の通貨(ただし、外貨間取引対象通貨に限ります。)に交換される場合には、お客さまに為替手数料をご負担いただきます。また、相対通貨(外貨)で支払われた元利金の一部又は全部をご送金される等の場合にも、所定の手数料がかかります。詳しくは、後記「外貨預金等に関わる手数料等について」をご参照ください。

満期時受取元利金の通貨が預入通貨(円貨)となった場合

- この預金の元利金は、満期時に預入通貨(円貨)のまま支払われます。この場合、お客さまは、満期時受取元利金が「特約設定レート」により相対通貨(外貨)に交換されることによる為替差益を享受することはできませんので、ご注意ください。

この預金の中途解約

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行がやむを得ず中途解約に応じる場合は、損害金として、「満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用」が発生し、お客さまにこれをご負担いただくこととなります。この場合、当行は、預入元金から当該損害金を差し引いた残額をお客さまにお支払いします。したがって、中途解約時にお客さまにお支払いする金額はこの預金の預入元金を下回り、大きく「元本割れ」する場合があります。この預金の中途解約時にお客さまにご負担いただく損害金の金額・水準は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な損害金の金額・水準を提示することはできませんが、一般的に、中途解約時における実勢為替レートが預入通貨(円貨)高になればなるほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく損害金は大きくなります。
- 損害金の目安として、預入直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の6～11%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。なお、損害金の額は、上記の通り、中途解約時における実際の市場実勢によって計算されますので、上記以上の水準になる可能性もあります。
- 中途解約時点以降に支払日が到来する利息(ボーナス金利を含む)は、支払われません。ただし、当該中途解約日とボーナス金利支払日が重なる場合には、ボーナス金利をお支払いいたします。
- この預金の中途解約についてさらに詳しい説明をご希望のお客さまは、後記「中途解約について」をご参照ください。

1. 商品名	仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ愛称: パワード定期〔円投資型〕
2. 商品の概要	この預金は、円定期預金に元金および税引後の利息(「元利金」といい、ボーナス金利を除く。以下同じ。)を支払う際の通貨を決定する特約ならびにその特約判定に用いられる為替レート(「特約設定レート」)があらかじめ設定された仕組預金です。為替相場の動向によっては、この特約判定の結果、この預金の元利金は「特約設定レート」にて交換のうえ、相対通貨(外貨)で支払われる可能性があります。
3. 販売対象	パワフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 期間 (1) 預入期間 (2) 満期日	・ 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月または1年。自動継続のお取り扱いはありません。 ・ 原則として預入期間(月)に応じた、預入日の応当日とします。 ・ 応当日が当行の休業日の場合または海外の関連主要外国為替市場が閉鎖されている日の場合はその翌営業日を満期日とします。

	預入日の応当日が存在しない場合には、預入期間(月)に応じた、預入日の属する月の末日の翌営業日を満期日とします。																
5. 預入方法 (1)預入通貨 (2)最低預入金額・預入単位 (3)預入方法 (4)取扱時間	- 円<table><tr><td>店頭による預入の場合</td><td>100万円以上、1円単位</td></tr><tr><td>新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合</td><td>100万円以上、1円単位</td></tr><tr><td>新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合</td><td>30万円以上、1円単位</td></tr></table> - 一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限りです。 <table><tr><th>取扱チャネル</th><th>当日扱い</th><th>翌営業日扱い</th></tr><tr><td>店頭による預入の場合</td><td rowspan="2">当行営業日の東京時間 午後1時30分までのお申込み</td><td rowspan="2">当行営業日の東京時間 午後1時30分以降のお申込み</td></tr><tr><td>新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合</td></tr><tr><td>新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合</td><td>当行営業日の東京時間 午後2時までのお申込み</td><td>当行営業日の東京時間 午後2時以降のお申込み</td></tr></table> - この預金へのお申込みが翌営業日扱いとなる場合、当該翌営業日までの間、預入資金に利息はいつでも付利されませんのでご注意ください。	店頭による預入の場合	100万円以上、1円単位	新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	100万円以上、1円単位	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	30万円以上、1円単位	取扱チャネル	当日扱い	翌営業日扱い	店頭による預入の場合	当行営業日の東京時間 午後1時30分までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後1時30分以降のお申込み	新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	当行営業日の東京時間 午後2時までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後2時以降のお申込み
店頭による預入の場合	100万円以上、1円単位																
新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	100万円以上、1円単位																
新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	30万円以上、1円単位																
取扱チャネル	当日扱い	翌営業日扱い															
店頭による預入の場合	当行営業日の東京時間 午後1時30分までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後1時30分以降のお申込み															
新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合																	
新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	当行営業日の東京時間 午後2時までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後2時以降のお申込み															
6. 元利金の支払方法 (1)支払方法 (2)相対通貨 (3)特約設定レート	- 満期日以降に一括して支払います。<table><tr><th>特約判定</th><th>満期時受取通貨</th><th>元利金の取扱方法</th></tr><tr><td>特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」より円高であると当行が判断した場合</td><td>相対通貨(外貨)</td><td>「特約設定レート」にて相対通貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨普通預金へ入金</td></tr><tr><td>特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合</td><td>預入通貨(円貨)</td><td>お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金</td></tr></table> - お申込時に、米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドの中からお選びいただきます。 - 満期時受取通貨を決定する基準となる為替レートです。また、お客さまが満期時にこの預金の元利金を相対通貨(外貨)で受け取られることとなった場合に適用される換算レートでもあります。 - 預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に「当行所定の一定の幅」を加えた形で設定されます。 - お客さまにはお申込時に、上記「当行所定の一定の幅」のみを当行所定の選択肢の中からお選びいただきます。 「特約設定レート」の決定は、預入後に行われますので、お申込み後に、預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。 - 具体的なレートについては店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。	特約判定	満期時受取通貨	元利金の取扱方法	特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」より円高であると当行が判断した場合	相対通貨(外貨)	「特約設定レート」にて相対通貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨普通預金へ入金	特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合	預入通貨(円貨)	お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金							
特約判定	満期時受取通貨	元利金の取扱方法															
特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」より円高であると当行が判断した場合	相対通貨(外貨)	「特約設定レート」にて相対通貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨普通預金へ入金															
特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合	預入通貨(円貨)	お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金															
7. 利息(ボーナス金利を除く。) (1)適用利率 (2)利息の計算方法 (3)満期日以降の利息	- 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 - 具体的な利率については、店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。 - 預入日から満期日の前日までの日数につき、付利単位を1円、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。 - 特約判定により、満期時受取通貨が相対通貨となった場合でも、利息は預入通貨で算出したうえで、税引後の利息金額を特約設定レートにて相対通貨に交換します。 - 満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の満期時受取通貨普通預金へ入金されたこの預金の元利金にかかる利息は、当該通貨の普通預金利率を適用することにより計算されます。 - 利払頻度、計算方法等については、満期時受取通貨に応じて、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書もしくは外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコール等にてお問い合わせください。																
8. ボーナス金利	この預金については、下記(1)記載の条件を満たした場合に限り、上記7.により定められた利息に加え																

(1)ボーナス金利付与条件 (2)適用利率 (3)ボーナス金利適用期間 (4)ボーナス金利の計算方法 (5)ボーナス金利の支払方法	て、次の利率、支払方法および計算方法により別途「ボーナス金利」が円貨で支払われます。 - 次の取扱時間内にこの預金の<u>預入期間1年もの</u>へのお申し込みをされ、かつ、当行からお客さまに対して別途交付する取引確認書に記載された「ボーナス金利支払日」前にお客さまがこの預金を中途解約しないこと。 <table border="1" data-bbox="427 174 1501 320"> <tr> <td>店頭または新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合</td><td>平成21年12月1日の東京時間午後2時から 平成22年2月26日の東京時間午後1時30分まで</td></tr> <tr> <td>新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合</td><td>平成21年12月1日の東京時間午後2時から 平成22年2月26日の東京時間午後2時まで</td></tr> </table> - 年3.00%(税引前) - 預入日から1ヵ月後の応当日の前日までの1ヵ月間とします。このボーナス金利適用期間以外の預入期間についてボーナス金利はいっさい支払われませんので、ご注意ください。 - ボーナス金利適用期間のみにつき、付利単位を1円とし、1年を12ヵ月とする月割計算により算出します。端数は切り捨てます。 「ボーナス金利適用期間」以降の当行所定の日を「ボーナス金利支払日」とし、「ボーナス金利支払日」以降にお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより支払います。具体的な「ボーナス金利支払日」については、お客さまに別途交付する取引確認書にてご確認ください。	店頭または新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	平成21年12月1日の東京時間午後2時から 平成22年2月26日の東京時間午後1時30分まで	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	平成21年12月1日の東京時間午後2時から 平成22年2月26日の東京時間午後2時まで
店頭または新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	平成21年12月1日の東京時間午後2時から 平成22年2月26日の東京時間午後1時30分まで				
新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	平成21年12月1日の東京時間午後2時から 平成22年2月26日の東京時間午後2時まで				
9. 付加できる特約事項	ございません。				
10. 外国為替予約	外国為替予約のお取扱いはできません。				
11. 預金保険	- この預金は、預金保険による保護の対象ですが、「決済用預金」ではありません。 - この預金は、お客さまが当行にお預け入れの他の「一般預金等」と合算して、元本1,000万円までとその利息のみの範囲内で預金保険により保護されます。 - ただし、満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となり、元利金が相対通貨(外貨)に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨(外貨)普通預金へ入金された場合には、預金保険による保護の対象外となります。 - 預金保険制度につきさらに詳しい説明をご希望の場合には、預金保険機構ホームページの「預金保険制度の解説」をご覧頂か、もしくは店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。				
12. 元本欠損リスクとその要因	- この預金の元金は、為替相場の動向によっては、「特約設定レート」にて相対通貨(外貨)に交換のうえ、払い戻されます。この場合、満期時払戻金額の円換算額が、お預入時の払込額を下回り、円貨ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。 - 当行がやむを得ないものと認めて満期前解約に応じる場合にも、下記13のとおり、この預金は大きく「元本割れ」するリスクがあります。				
13. 中途解約時の取り扱い	- この預金の中途解約は原則としてできません。 - 当行がやむを得ないものと認め満期前解約に応じる場合、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出し、これを元本金額から差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高くなります。 - この預金の中途解約のお取扱いについての詳細は、後記「中途解約について」をご参照ください。				
14. 当座貸越サービス	この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象外です。				
15. 税金の概要	利息(ボーナス金利を含む): 源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 為替差益 : 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。 為替差損 : 黒字の雑所得から控除することができます。 マル優 : お取り扱いはできません。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。				
16. その他手数料	この預金の元利金の引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。 詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。				
17. 認定投資者保護団体	この商品にかかる認定投資者保護団体は、全国銀行協会です。				
18. その他参考となる事項	- 相対通貨(外貨)にて支払われたこの預金の元利金を外貨現金で引き出すことはできません。このほか、外貨預金の引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。 - 相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金解約される場合には、上記13に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金として、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引い				

	た残額が払い戻されることになります。 新生お取引レポートには、単に「パワード定期」と表示され、ボーナス金利は表示されません。ボーナス金利その他預入条件については、当行からお客さまに対して別途交付する取引確認書にてご確認ください。
19. 取扱銀行	株式会社新生銀行 東京都千代田区内幸町2-1-8
20. お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭または新生パワーコール（☎0120-456-860）までお問い合わせください。

中途解約について

この預金は、原則として中途解約できません。
当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、次のとおり、損害金をご負担いただきます。

○ 損害金

損害金とは、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するための費用で、中途解約日から満期日までのこの預金の再構築額(以下「再構築額」といいます。)および再構築取引に伴う費用により構成されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額の計算は、中途解約時における「預入通貨と相対通貨との間の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)に対応する預入通貨および相対通貨の市場金利」、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として、主に次の点から評価することにより行われます。

- ① 中途解約時の通貨オプションの価値
- ② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する(預入通貨の)市場金利との差

再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、中途解約時の通貨オプションの価値は、預入通貨と相対通貨との間の為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。また、市場金利との差の評価は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合は損害金を減少させることとなりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。

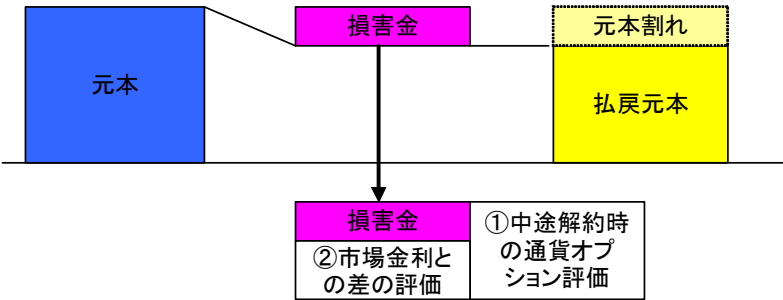
○ 損害金の目安

ご参考ですが、基準日現在における市場実勢によると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の6～11%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます(預入期間により異なりますが、一般的に預入期間が長いものほど、お客さまにご負担いただく損害金は高くなります。)。

この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、上記以上の水準になる可能性もあります。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の面積比が実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



外貨預金に関わる手数料等について

(1) 相対通貨(外貨)で支払われたこの預金の元金および税引後の利息(「元利金」といい、ボーナス金利を除く。以下同じ。)のお引き出し方法および手数料等

お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	- この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 - 外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。 - 買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。買取為替レート(TTBレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお引き出し	お取扱いはできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合、発行手数料 4,000 円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨以外の通貨の外貨預金へのお振替	- この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 - 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 - 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨と同通貨の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨と同通貨建ての投資信託購入代金へのお振替	- この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 - 手数料はかかりません(なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。)
外貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合の手数料は、次のとおりです。 ① 送金手数料: 4,000円 ② 送金手数料: 4,000円

(2) 為替手数料(1 基本通貨あたり・片道)

●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

通貨	為替手数料
米ドル	1 円
ユーロ	1 円
豪ドル	1 円
ニュージーランド・ドル	1 円
南アフリカ・ランド	50 銭

●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1 ユーロにつき	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1 ユーロにつき	0.02 豪ドル
ユーロ	ニュージーランド・ドル	1 ユーロにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1 ユーロにつき	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1 ユーロにつき	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1 英ポンドにつき	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1 英ポンドにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1 英ポンドにつき	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1 英ポンドにつき	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1 豪ドルにつき	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1 豪ドルにつき	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1 豪ドルにつき	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1 米ドルにつき	0.01 カナダドル

- ※ 外国為替相場の急激な変動などの場合には、上表とは異なる為替手数料が適用される場合があります。
- ※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。
- ※ 上記手数料には消費税等はかかりません。

仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ ＜愛称：パワード定期＞（外貨投資型-円タイプ）

商品説明書（契約締結前交付書面）

下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。

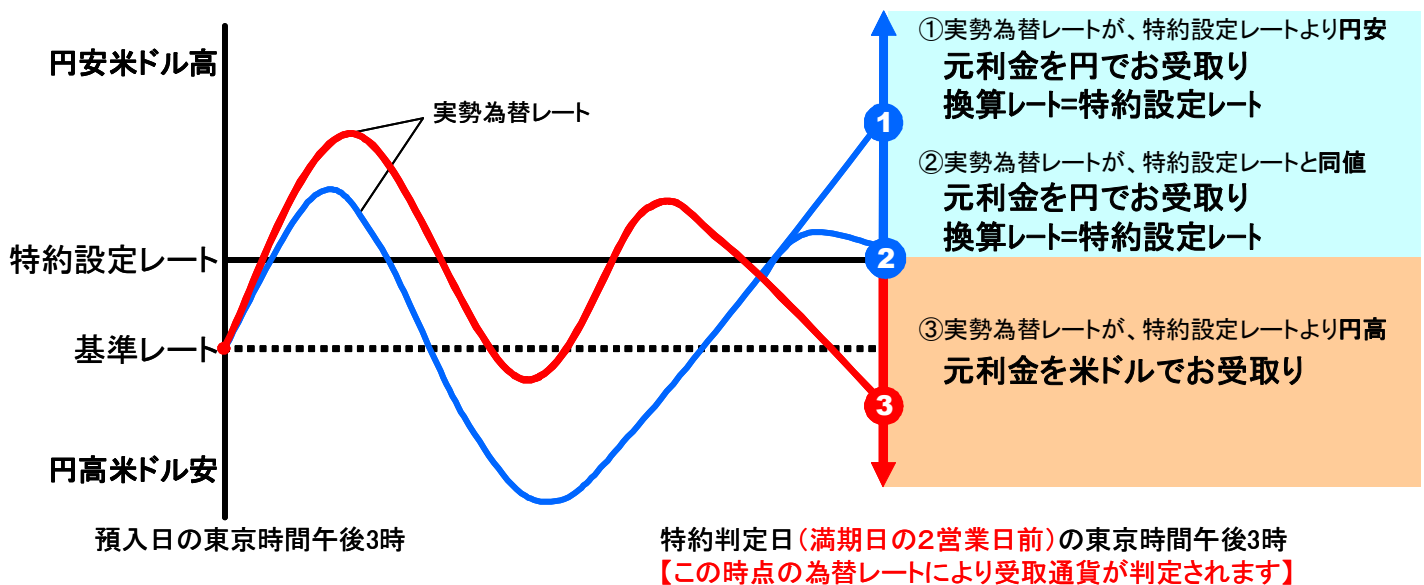
- この預金は、通常の外貨定期預金よりも高い金利が設定されていますが、元金および税引後の利息（「元利金」）を支払う際の通貨を決定する特約ならびにその特約判定に用いられる為替レート（「特約設定レート」）が予め設定されており、この特約判定の結果によっては、この預金の元利金は、「特約設定レート」で相対通貨（円貨）に交換の上で、支払われる可能性があります。
- 特約判定日の実勢為替レートが「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合、この預金の元利金は、預入通貨（外貨）のままで支払われます。これに対して、特約判定日の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合、この預金の元利金は、「特約設定レート」で円貨に交換のうえで、支払われます。
- この預金の元金が相対通貨（円貨）で払い戻された場合、払戻元金を払戻時の実勢為替レートにより預入通貨（外貨）に換算すると、為替差損が生じ、預入通貨換算後の払戻額が預入金額を下回り、外貨ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- この預金は、中途解約できません。また、この預金の元利金は円貨に交換のうえ支払われる場合がありますので、必ず、余裕資金でお預け入れください。

実勢為替レートと受取通貨判定のイメージ図

このイメージ図は、一般的な商品概要の説明を目的として作成したもので、あくまで参考例です。

利回りを保証するものではありません。実際のお取引の際には、必ずお預入条件をご確認ください。

＜預入通貨が米ドルの場合＞



- 特約設定レートは、預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅を加えた形で設定されます。
- お客さまには、お預入時に、上記一定の幅のみを、当行所定の選択肢の中からご選択いただきます。
- 満期時のお取り扱いを決定する特約判定日のレートは、当行が特約判定時に参照する実勢為替レートとします。

この預金への預け入れに際して

- 円貨建ての預入資金を預入通貨（外貨）に交換のうえ預け入れを行う場合には、預入資金が為替手数料を含む当行所定の売渡為替レートで預入通貨（外貨）に交換されます。詳しくは、後記「外貨預金等に関わる手数料等について」をご参照ください。

「特約設定レート」の決定のタイミング

- 「特約設定レート」は、預入後に決定されます。この預金のお申込み後に、預入通貨(外貨)と相対通貨(円貨)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定されることがあります。

満期時受取元利金の通貨決定のタイミング

- この預金の特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨(外貨)と相対通貨(円貨)との間の実勢為替レートと「特約設定レート」とを比較することによって、お客さまの満期時受取元利金の通貨が預入通貨(外貨)になるか相対通貨(円貨)になるかが決定されます。

満期時受取元利金の通貨が相対通貨(円貨)となった場合

- この預金の元利金は、「特約設定レート」にて相対通貨(円貨)に交換のうえ、支払われます。この場合、お客さまは、満期日に実勢為替レートより不利な為替レートで相対通貨(円貨)を取得することになり、満期時の払戻元金を預入通貨(外貨)換算すると、預入時の払込額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクがあります。

満期時受取元利金の通貨が預入通貨(外貨)となった場合

- この預金の元利金は、満期時に預入通貨(外貨)のまま支払われます。この場合、お客さまは、満期時受取元利金が「特約設定レート」により相対通貨(円貨)に交換されることによる為替差益を享受することはできませんので、ご注意ください。
- 預入通貨(外貨)で支払われた元利金を円貨に交換する場合、あるいはさらに他の通貨(ただし、外貨間取引対象通貨に限ります。)に交換される場合には、お客さまに為替手数料をご負担いただきます。また、預入通貨(外貨)で支払われた元利金の一部又は全部をご送金される等の場合にも、所定の手数料がかかります。詳しくは、後記「外貨預金等に関わる手数料等について」をご参照ください。

この預金の中途解約

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行がやむを得ず中途解約に応じる場合は、損害金として、「満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用」が発生し、お客さまにこれをご負担いただくこととなります。この場合、当行は、預入元金から当該損害金を差し引いた残額をお客さまにお支払いします。したがって、中途解約時にお客さまにお支払いする金額はこの預金の預入元金を下回り、大きく「元本割れ」する場合があります。この預金の中途解約時にお客さまにご負担いただく損害金の金額・水準は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な損害金の金額・水準を提示することはできませんが、一般的に、中途解約時における実勢為替レートが預入通貨(外貨)高になればなるほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく損害金は大きくなります。
- 損害金の目安として、預入直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の6～11%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。なお、損害金の額は、上記の通り、中途解約時における実際の市場実勢によって計算されますので、上記以上の水準になる可能性もあります。
- この預金を中途解約された場合、預入日から中途解約日までの期間に対応する利息は支払われません。
- この預金の中途解約についてさらに詳しい説明をご希望のお客さまは、後記「中途解約について」をご参照ください。

1. 商品名	仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ(愛称: パワード定期)[外貨投資型-円タイプ]
2. 商品概要	この預金は、外貨定期預金に元金および税引後の利息(「元利金」)を支払う際の通貨を決定する特約ならびにその特約判定に用いられる為替レート(「特約設定レート」)があらかじめ設定された仕組預金です。為替相場の動向によっては、この特約判定の結果、この預金の元利金は「特約設定レート」にて交換のうえ、相対通貨(円貨)で支払われる可能性があります。
3. 販売対象	パワフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 期間 (1) 預入期間 (2) 満期日	・ 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月または1年。自動継続のお取り扱いはありません。 ・ 原則として預入期間(月)に応じた、預入日の応当日とします。 ・ 応当日が当行の休業日の場合または海外の関連主要外国為替市場が閉鎖されている日の場合はその翌営業日を満期日とします。ただし、翌営業日が応当日の属する月の翌月となる場合には、応当日の前営業日を満期日とします。 ・ 預入日が月末日である場合または預入日の応当日が存在しない場合には、預入期間(月)に応じた、預入日の属する月の末日を満期日とし、当該末日が当行の休業日の場合または海外の関連主要外国為

	替市場が閉鎖されている日の場合は、その前営業日を満期日とします。		
5. 預入方法 (1) 預入通貨 (2) 最低預入金額・預入単位	・ お申込時に、米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドの中からお選びいただきます。		
	取扱チャネル	店頭による預入の場合	新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合
	預入通貨		新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合
	米ドル ユーロ	10,000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位	7,000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位
	豪ドル ニュージーランド・ドル 南アフリカ・ランド	15,000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位 100,000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位	10,000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位 60,000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位
(3) 預入方法	・ 一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金または預入通貨普通預金からの振替入金に限ります。		
(4) 取扱時間	取扱チャネル	当日扱い	翌営業日扱い
	店頭による預入の場合	当行営業日の東京時間 午後1時30分までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後1時30分以降のお申込み
	新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合		
	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	当行営業日の東京時間 午後2時までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後2時以降のお申込み
	・ この預金へのお申込みが翌営業日扱いとなる場合、当該翌営業日までの間、預入資金に利息はかかりませんのでご注意ください。		
6. 元利金の支払方法 (1) 支払方法	・ 満期日以降に一括して支払います。		
	特約判定	満期時受取通貨	元利金の取扱方法
	特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」より円高であると当行が判断した場合	預入通貨(外貨)	お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金
	特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合	相対通貨(円貨)	「特約設定レート」にて円貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金
	・ 円 ・ 満期時受取通貨を決定する基準となる為替レートです。また、お客さまが満期時にこの預金の元利金を相対通貨(円貨)で受け取られることとなった場合に適用される換算レートでもあります。 ・ 預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に「当行所定の一定の幅」を加えた形で設定されます。 ・ お客さまにはお申込時に、上記「当行所定の一定の幅」のみを当行所定の選択肢の中からお選びいただきます。 ・ 「特約設定レート」の決定は、預入後に行われますので、お申込み後に、預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。 ・ 具体的なレートについては店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。		
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利息の計算方法 (3) 満期日以降の利息	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・ 具体的な利率については、店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。 ・ 預入日から満期日の前日までの日数につき、付利単位を1補助通貨、1年を365日とする日割計算とします。端数は四捨五入します。 ・ 特約判定により、満期時受取通貨が相対通貨(円貨)となった場合でも、利息は預入通貨(外貨)で算出したうえで、税引後の利息金額を特約設定レートにて相対通貨(円貨)に交換します。 ・ 満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の満期時受取通貨普通預金へ入金されたこの預金の元利金にかかる利息は、当該通貨の普通預金利率を適用することにより計算されます。 ・ 利払頻度、計算方法等については、満期時受取通貨に応じて、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書もしくは外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコール等にてお問い合わせください。		
	8. 付加できる特約事項		
	ございません。		

9. 外国為替予約	外国為替予約のお取扱いはできません。
10. 預金保険	- この預金は、預金保険の対象ではありません。 - ただし、満期時受取通貨が相対通貨(円貨)となり、元利金が相対通貨(円貨)に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨(円)普通預金に入金された場合には、預金保険の保護対象となります。 - また、この場合、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨(円)普通預金は、「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本1,000万円までとその利息のみの範囲内で保護されます。 - 預金保険制度につきさらに詳しい説明をご希望の場合には、預金保険機構ホームページの「預金保険制度の解説」をご覧くださいか、もしくは店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。
11. 元本欠損リスクとその要因	- この預金の元金は、為替相場の動向によっては、「特約設定レート」にて相対通貨(円貨)に交換のうえ、払い戻されます。この場合、満期時払戻金額の預入通貨(外貨)換算額が、お預入時の払込額を下回り、預入通貨(外貨)ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。 - 円貨建ての預入資金を預入通貨に交換のうえ預け入れを行った場合、円貨ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。 - 当行がやむを得ないものと認めて満期前解約に応じる場合にも、下記12のとおり、この預金は大きく「元本割れ」するリスクがあります。
12. 中途解約時の取り扱い	- この預金の中途解約は原則としてできません。 - 当行がやむを得ないものと認め、満期前解約に応じる場合、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出し、これを元本金額から差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高くなります。 - この預金の中途解約のお取扱いについての詳細は、後記「中途解約について」をご参照ください。
13. 当座貸越サービス	この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象外です。
14. 税金の概要	利息：源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 為替差益：雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。 為替差損：黒字の雑所得から控除することができます。 マル優：お取り扱いはできません。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
15. その他手数料	この預金の預け入れ方法および元利金の引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
16. 認定投資者保護団体	この商品にかかる認定投資者保護団体は、全国銀行協会です。
17. その他参考となる事項	- 預入通貨(外貨)にて支払われたこの預金の元利金を外貨現金で引き出すことはできません。このほか、外貨預金の預け入れ方法・引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。 - 相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場合には、上記12に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金として、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引いた残額が払い戻されることとなります。
18. 取扱銀行	株式会社新生銀行 東京都千代田区内幸町2-1-8
19. お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭または新生パワーコール(☎0120-456-860)までお問い合わせください。

中途解約について

この預金は、原則として中途解約できません。
当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、次のとおり、損害金をご負担いただきます。

○ 損害金

損害金とは、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するための費用で、中途解約日から満期日までのこの預金の再構築額(以下「再構築額」といいます。)および再構築取引に伴う費用により構成されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額の計算は、中途解約時における「預入通貨と相対通貨との間の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)に対応する預入通貨および相対通貨の市場金利」、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として、主に次の点から評価することにより行われます。

- ① 中途解約時の通貨オプションの価値
- ② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する(預入通貨の)市場金利との差

再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、中途解約時の通貨オプションの価値は、預入通貨と相対通貨との間の為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。また、市場金利との差の評価は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合は損害金を減少させることとなりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。

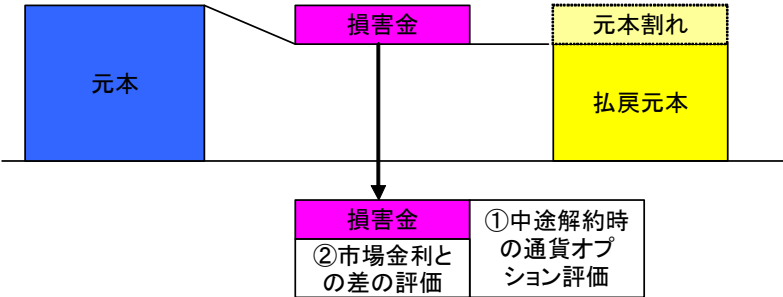
○ 損害金の目安

ご参考ですが、基準日現在における市場実勢によると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の6～11%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます(預入期間により異なりますが、一般的に預入期間が長いものほど、お客さまにご負担いただく損害金は高くなります。)

この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、上記以上の水準になる可能性もあります。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の面積比が実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



外貨預金に関わる手数料等について

(1)お預け入れ・お引き出し方法および手数料等

●お預け入れの場合

お預け入れ方法	手数料等
円現金でのお預け入れ	お取り扱いできません(この場合、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。)
お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からのお振替	- 円貨を外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)が適用されます。 - 売渡為替レート(TTSレート)には、為替手数料が含まれています。売渡為替レート(TTSレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお預け入れ	お取り扱いできません。

外貨小切手でのお預け入れ	米ドル建かつ支払場所が米国内のもののみ、米ドル普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えることができます。ただし、この場合、額面に応じて、次の外貨建小切手取立手数料がかかります。 額面 5,000 米ドル以下の場合： 4,000 円 額面 5,000 米ドル超の場合： 5,000 円
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金からのお振替	・ 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 ・ 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金からのお振替	手数料はかかりません。
到着した外貨送金でのお預け入れ	外貨普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。手数料はかかりません。

●お引き出しの場合

(満期時受取通貨が預入通貨となり、パワーフレックス口座の預入通貨普通預金に入金されたこの預金の元金および税引後の利息(「元利金」)を引き出す場合)

お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	・ この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 ・ 外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。 ・ 買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。買取為替レート(TTBレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお引き出し	お取扱いはできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合、発行手数料4,000円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金へのお振替	・ この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 ・ 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 ・ 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
パワーフレックス口座の預入通貨と同通貨建ての投資信託購入代金へのお振替	・ この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 ・ 手数料はかかりません(なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。)
外貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合の手数は、次のとおりです。 ① 送金手数料： 4,000円 ② 送金手数料： 4,000円

(2)為替手数料(1 基本通貨あたり・片道)

●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

通貨	為替手数料
米ドル	1 円
ユーロ	1 円
豪ドル	1 円
ニュージーランド・ドル	1 円
南アフリカ・ランド	50 銭

●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1 ユーロにつき	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1 ユーロにつき	0.02 豪ドル

ユーロ	ニュージーランド・ドル	1 ユーロにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1 ユーロにつき	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1 ユーロにつき	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1 英ポンドにつき	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1 英ポンドにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1 英ポンドにつき	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1 英ポンドにつき	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1 豪ドルにつき	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1 豪ドルにつき	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1 豪ドルにつき	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1 米ドルにつき	0.01 カナダドル

- ※ 外国為替相場の急激な変動などの場合には、上表とは異なる為替手数料が適用される場合があります。
- ※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。
- ※ 上記手数料には消費税等はありません。

仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ＜愛称：パワード定期＞ (外貨投資型-外貨タイプ)

商品説明書(契約締結前交付書面)

下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。

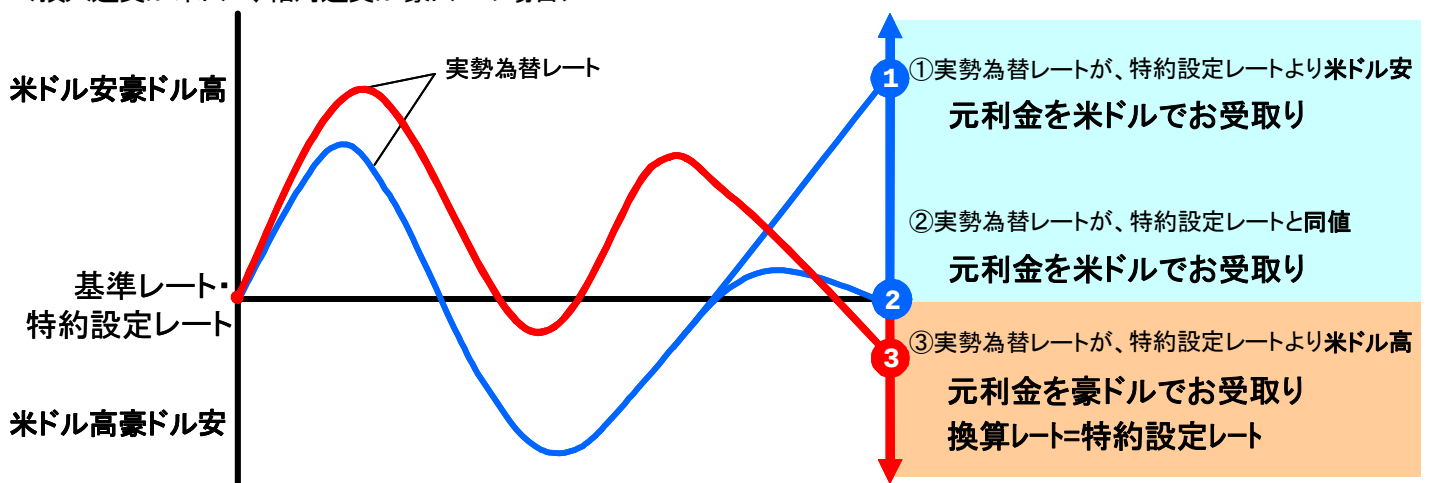
- この預金は、通常の外貨定期預金よりも高い金利が設定されていますが、元金および税引後の利息(「元利金」)を支払う際の通貨を決定する特約ならびにその特約判定に用いられる為替レート(「特約設定レート」)が予め設定されており、この特約判定の結果によっては、この預金の元利金は、「特約設定レート」で相対通貨に交換の上で、支払われる可能性があります。
- 特約判定日の実勢為替レートが「特約設定レート」よりも預入通貨高であると当行が判断した場合、この預金の元利金は、「特約設定レート」で相対通貨に交換のうえで、支払われます。これに対して、特約判定日の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または預入通貨安であると当行が判断した場合、この預金の元利金は、預入通貨のままで支払われます。
- この預金の元金が相対通貨で払い戻された場合、払戻元金を払戻時の実勢為替レートにより預入通貨に換算すると、為替差損が生じ、預入通貨換算後の払戻額が預入金額を下回り、預入通貨ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- この預金は、中途解約できません。また、この預金の元利金は相対通貨に交換のうえ支払われる場合がありますので、必ず、余裕資金でお預け入れください。

実勢為替レートと受取通貨判定のイメージ図

このイメージ図は、一般的な商品概要の説明を目的として作成したもので、あくまで参考例です。

利回りを保証するものではありません。実際のお取引の際には、必ずお預入条件をご確認ください。

＜預入通貨が米ドル、相対通貨が豪ドルの場合＞



預入日の東京時間午後3時

特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時

【この時点の為替レートにより受取通貨が判定されます】

- 特約設定レートは、預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅を加えた形で設定されます。
- お客さまには、お預入時に、上記一定の幅のみを、当行所定の選択肢の中からご選択いただきます。
- 満期時のお取り扱いを決定する特約判定日のレートは、当行が特約判定時に参照する実勢為替レートとします。

この預金への預け入れに際して

- 円貨建ての預入資金を預入通貨(外貨)に交換のうえ預け入れを行う場合には、預入資金が為替手数料を含む当行所定の売渡為替レートで預入通貨(外貨)に交換されます。詳しくは、後記「外貨預金等に関わる手数料等について」をご参照ください。

「特約設定レート」の決定のタイミング

- 「特約設定レート」は、預入後に決定されます。この預金のお申込み後に、預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定されることがあります。

満期時受取元利金の通貨決定のタイミング

- この預金の特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートと「特約設定レート」とを比較することによって、お客さまの満期時受取元利金の通貨が預入通貨になるか相対通貨になるかが決定されます。

満期時受取元利金の通貨が相対通貨となった場合

- この預金の元利金は、「特約設定レート」にて相対通貨に交換のうえ、支払われます。この場合、お客さまは、満期日に実勢為替レートより不利な為替レートで相対通貨を取得することになり、満期時の払戻元金を預入通貨に換算すると、預入時の払込額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクがあります。

満期時受取元利金の通貨が預入通貨となった場合

- この預金の元利金は、満期時に預入通貨のまま支払われます。この場合、お客さまは、満期時受取元利金が「特約設定レート」により相対通貨に交換されることによる為替差益を享受することはできませんので、ご注意ください。

満期時受取元利金をさらに他の通貨に交換する等の場合

- 元利金を円貨に交換する場合、あるいはさらに他の通貨(ただし、外貨間取引対象通貨に限ります。)に交換される場合には、お客さまに為替手数料をご負担いただきます。また、元利金の一部又は全部をご送金される等の場合にも、所定の手数料がかかります。詳しくは、後記「外貨預金等に関わる手数料等について」をご参照ください。

この預金の中途解約

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行がやむを得ず中途解約に応じる場合は、損害金として、「満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用」が発生し、お客さまにこれをご負担いただくことになります。この場合、当行は、預入元金から当該損害金を差し引いた残額をお客さまにお支払いします。したがって、中途解約時にお客さまにお支払いする金額はこの預金の預入元金を下回り、大きく「元本割れ」する場合があります。この預金の中途解約時にお客さまにご負担いただく損害金の金額・水準は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な損害金の金額・水準を提示することはできませんが、一般的に、中途解約時における実勢為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく損害金は大きくなります。
- 損害金の目安として、預入直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の6～11%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。なお、損害金の額は、上記の通り、中途解約時における実際の市場実勢によって計算されますので、上記以上の水準になる可能性もあります。
- この預金を中途解約された場合、預入日から中途解約日までの期間に対応する利息は支払われません。
- この預金の中途解約についてさらに詳しい説明をご希望のお客さまは、後記「中途解約について」をご参照ください。

1. 商品名	仕組預金 二重通貨定期預金 特約設定レート後決めタイプ(愛称: パワード定期) [外貨投資型-外貨タイプ]
2. 商品概要	この預金は、外貨定期預金に元金および税引後の利息(「元利金」)を支払う際の通貨を決定する特約ならびにその特約判定に用いられる為替レート(「特約設定レート」)があらかじめ設定された仕組預金です。為替相場の動向によっては、この特約判定の結果、この預金の元利金は「特約設定レート」にて交換のうえ、相対通貨で支払われる可能性があります。
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 期間 (1) 預入期間 (2) 満期日	・ 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月または1年。自動継続のお取り扱いはありません。 ・ 原則として預入期間(月)に応じた、預入日の応当日とします。 ・ 応当日が当行の休業日の場合または海外の関連主要外国為替市場が閉鎖されている日の場合はその翌営業日を満期日とします。ただし、翌営業日が応当日の属する月の翌月となる場合には、応当日の前営業日を満期日とします。 ・ 預入日が月末日の場合または預入日の応当日が存在しない場合には、預入期間(月)に応じた、預入日の属する月の末日を満期日とし、当該末日が当行の休業日の場合または海外の関連主要外国為替市場が閉鎖されている日の場合は、その前営業日を満期日とします。

5. 預入方法 (1) 預入通貨 (2) 最低預入金額・預入単位	お申込時に、米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドの中からお選びいただきます。 <table><tr><th>取扱チャネル 預入通貨</th><th>店頭による預入の場合</th><th>新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合</th><th>新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合</th></tr><tr><td>米ドル ユーロ</td><td>10, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位</td><td></td><td>7, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位</td></tr><tr><td>豪ドル ニュージーランド・ドル</td><td>15, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位</td><td></td><td>10, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位</td></tr><tr><td>南アフリカ・ランド</td><td>100, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位</td><td></td><td>60, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位</td></tr></table>	取扱チャネル 預入通貨	店頭による預入の場合	新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	米ドル ユーロ	10, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位		7, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位	豪ドル ニュージーランド・ドル	15, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位		10, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位	南アフリカ・ランド	100, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位		60, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位
取扱チャネル 預入通貨	店頭による預入の場合	新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合														
米ドル ユーロ	10, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位		7, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位														
豪ドル ニュージーランド・ドル	15, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位		10, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位														
南アフリカ・ランド	100, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位		60, 000基本通貨単位以上、 1補助通貨単位														
(3) 預入方法 (4) 取扱時間	一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金または預入通貨普通預金からの振替入金に限りします。 <table><tr><th>取扱チャネル</th><th>当日扱い</th><th>翌営業日扱い</th></tr><tr><td>店頭による預入の場合</td><td rowspan="2">当行営業日の東京時間午後 1時30分までのお申込み</td><td rowspan="2">当行営業日の東京時間午後 1時30分以降のお申込み</td></tr><tr><td>新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合</td></tr><tr><td>新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合</td><td>当行営業日の東京時間午後 2時までのお申込み</td><td>当行営業日の東京時間午後 2時以降のお申込み</td></tr></table> この預金へのお申込みが翌営業日扱いとなる場合、当該翌営業日までの間、預入資金に利息はかかりませんのでご注意ください。	取扱チャネル	当日扱い	翌営業日扱い	店頭による預入の場合	当行営業日の東京時間午後 1時30分までのお申込み	当行営業日の東京時間午後 1時30分以降のお申込み	新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	当行営業日の東京時間午後 2時までのお申込み	当行営業日の東京時間午後 2時以降のお申込み						
取扱チャネル	当日扱い	翌営業日扱い															
店頭による預入の場合	当行営業日の東京時間午後 1時30分までのお申込み	当行営業日の東京時間午後 1時30分以降のお申込み															
新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合																	
新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	当行営業日の東京時間午後 2時までのお申込み	当行営業日の東京時間午後 2時以降のお申込み															
6. 元利金の支払方法 (1) 支払方法	満期日以降に一括して支払います。 <table><tr><th>特約判定</th><th>満期時受取通貨</th><th>元利金の取扱方法</th></tr><tr><td>特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」より <u>預入通貨高</u>であると当行が判断した場合</td><td>相対通貨</td><td>「特約設定レート」にて相対通貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨普通預金へ入金</td></tr><tr><td>特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と <u>同値</u>または <u>預入通貨安</u>であると当行が判断した場合</td><td>預入通貨</td><td>お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金</td></tr></table>	特約判定	満期時受取通貨	元利金の取扱方法	特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」より <u>預入通貨高</u> であると当行が判断した場合	相対通貨	「特約設定レート」にて相対通貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨普通預金へ入金	特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と <u>同値</u> または <u>預入通貨安</u> であると当行が判断した場合	預入通貨	お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金							
特約判定	満期時受取通貨	元利金の取扱方法															
特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」より <u>預入通貨高</u> であると当行が判断した場合	相対通貨	「特約設定レート」にて相対通貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨普通預金へ入金															
特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と <u>同値</u> または <u>預入通貨安</u> であると当行が判断した場合	預入通貨	お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金															
(2) 相対通貨	<table><tr><th>預入通貨</th><th>相対通貨</th></tr><tr><td>預入通貨が米ドルの場合</td><td>預入時に、ユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドの中からお選びいただきます。</td></tr><tr><td>預入通貨がユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドの場合</td><td>米ドルとなります。</td></tr></table>	預入通貨	相対通貨	預入通貨が米ドルの場合	預入時に、ユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドの中からお選びいただきます。	預入通貨がユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドの場合	米ドルとなります。										
預入通貨	相対通貨																
預入通貨が米ドルの場合	預入時に、ユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドの中からお選びいただきます。																
預入通貨がユーロ、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドの場合	米ドルとなります。																
(3) 特約設定レート	満期時受取通貨を決定する基準となる為替レートです。また、お客さまが満期時にこの預金の元利金を相対通貨で受け取られることとなった場合に適用される換算レートでもあります。 預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に「当行所定の一定の幅」を加えた形で設定されます。 お客さまにはお申込時に、上記「当行所定の一定の幅」のみを当行所定の選択肢の中からお選びいただきます。 「特約設定レート」の決定は、預入後に行われますので、お申込み後に、預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。 具体的なレートについては店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。																
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利息の計算方法	預入時の約定利率を満期日まで適用します。 具体的な利率については、店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。 預入日から満期日の前日までの日数につき、付利単位を1補助通貨、1年を365日とする日割計算とします。端数は四捨五入します。 特約判定により、満期時受取通貨が相対通貨となった場合でも、利息は預入通貨で算出したうえで、税引後の利息金額を特約設定レートにて相対通貨に交換します。																

(3)満期日以降の利息	- 満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の満期時受取通貨普通預金へ入金されたこの預金の元利金にかかる利息は、当該通貨の普通預金利率を適用することにより計算されます。 - 利払頻度、計算方法等については、パワーフレックス口座の外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコール等にてお問い合わせください。
8. 付加できる特約事項	ございません。
9. 外国為替予約	外国為替予約のお取扱いはできません。
10. 預金保険	この預金は、預金保険の対象ではありません。
11. 元本欠損リスクとその要因	- この預金の元金は、為替相場の動向によっては、「特約設定レート」にて相対通貨に交換のうえ、払い戻されます。この場合、満期時払戻金額を預入通貨に換算すると、お預入時の払込額を下回り、預入通貨ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。 - 円貨建ての預入資金を預入通貨に交換のうえ預け入れを行った場合、円貨ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。 - 当行がやむを得ないものと認めて満期前解約に応じる場合にも、下記12のとおり、この預金は大きく「元本割れ」するリスクがあります。
12. 中途解約時の取り扱い	- この預金の中途解約は原則としてできません。 - 当行がやむを得ないものと認め、満期前解約に応じる場合、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出し、これを元本金額から差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高くなります。 - この預金の中途解約のお取扱いについての詳細は、後記「中途解約について」をご参照ください。
13. 当座貸越サービス	この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象外です。
14. 税金の概要	利息：源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。 為替差益：雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。 為替差損：黒字の雑所得から控除することができます。 マル優：お取り扱いはできません。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
15. その他手数料	この預金の預け入れ方法および元利金の引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
16. 認定投資者保護団体	この商品にかかる認定投資者保護団体は、全国銀行協会です。
17. その他参考となる事項	- 預入通貨にて支払われたこの預金の元利金を外貨現金で引き出すことはできません。このほか、外貨預金の預け入れ方法・引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。 - 相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が発約される場合には、上記12に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金として、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引いた残額が払い戻されることとなります。
18. 取扱銀行	株式会社新生銀行 東京都千代田区内幸町2-1-8
19. お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭または新生パワーコール(☎0120-456-860)までお問い合わせください。

中途解約について

この預金は、原則として中途解約できません。
当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、次のとおり、損害金をご負担いただきます。

○ 損害金

損害金とは、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するための費用で、中途解約日から満期日までのこの預金の再構築額(以下「再構築額」といいます。)および再構築取引に伴う費用により構成されます。
再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額の計算は、中途解約時における「預入通貨と相対通貨との間の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)」に対応する預入通貨および相対通貨の市場金利、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として、主に次の点から評価することにより行われます。

- ① 中途解約時の通貨オプションの価値
- ② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する(預入通貨の)市場金利との差

再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、中途解約時の通貨オプションの価値は、預入通貨と相対通貨との間の為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。また、市場金利との差の評価は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合は損害金を減少させることにはなりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。

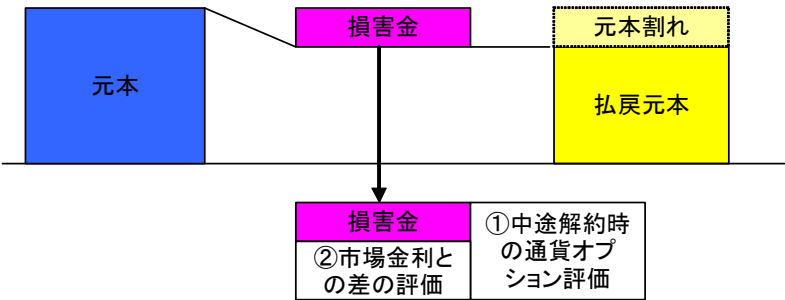
○ 損害金の目安

ご参考ですが、基準日現在における市場実勢によると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の6～11%程度の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます(預入期間により異なりますが、一般的に預入期間が長いものほど、お客さまにご負担いただく損害金は高くなります。)。

この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、上記以上の水準になる可能性もあります。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の面積比が実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



外貨預金に関わる手数料等について

(1)お預け入れ・お引き出し方法および手数料等

●お預け入れの場合

お預け入れ方法	手数料等
円現金でのお預け入れ	お取り扱いできません(この場合、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。)
お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からのお振替	- 円貨を外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)が適用されます。 - 売渡為替レート(TTSレート)には、為替手数料が含まれています。売渡為替レート(TTSレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。

外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお預け入れ	お取り扱いはできません。
外貨小切手でのお預け入れ	米ドル建かつ支払場所が米国内のもののみ、米ドル普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えることができます。ただし、この場合、額面に応じて、次の外貨建小切手取立手数料がかかります。 額面 5,000 米ドル以下の場合： 4,000 円 額面 5,000 米ドル超の場合： 5,000 円
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金からのお振替	・ 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 ・ 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
パワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金からのお振替	手数料はかかりません。
到着した外貨送金でのお預け入れ	外貨普通預金に入金したうえで、この預金に振り替えます。手数料はかかりません。

●お引き出しの場合

(パワーフレックス口座の外貨普通預金に入金されたこの預金の元金および税引後の利息(「元利金」)を引き出す場合)

お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	・ この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 ・ 外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。 ・ 買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。買取為替レート(TTBレート)に含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお引き出し	お取り扱いはできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合、発行手数料4,000円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金へのお振替	・ この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 ・ 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 ・ 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
パワーフレックス口座の預入通貨と同通貨建ての投資信託購入代金へのお振替	・ この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 ・ 手数料はかかりません(なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。)
外貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	この預金の元利金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合の手数は、次のとおりです。 ① 送金手数料： 4,000円 ② 送金手数料： 4,000円

(2) 為替手数料(1 基本通貨あたり・片道)

●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

通貨	為替手数料
米ドル	1 円
ユーロ	1 円
豪ドル	1 円
ニュージーランド・ドル	1 円
南アフリカ・ランド	50 銭

●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1 ユーロにつき	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1 ユーロにつき	0.02 豪ドル
ユーロ	ニュージーランド・ドル	1 ユーロにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1 ユーロにつき	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1 ユーロにつき	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1 英ポンドにつき	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1 英ポンドにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1 英ポンドにつき	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1 英ポンドにつき	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1 豪ドルにつき	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1 豪ドルにつき	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1 豪ドルにつき	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1 米ドルにつき	0.01 カナダドル

※ 外国為替相場の急激な変動などの場合には、上表とは異なる為替手数料が適用される場合があります。

※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。

※ 上記手数料には消費税等はかかりません。